

令和
5年度

被扶養者実態調査を実施します

現在認定されている被扶養者の現況や収入等を調査し、適正に認定要件を満たしているかを確認するため、被扶養者実態調査を実施します。

令和3年7月に被扶養者認定取扱基準を定めており、被扶養者実態調査はその基準に沿って行います。

主な留意点は、今月号に同封の「被扶養者の認定要件について」をご覧ください。

また、取扱基準は当組合ホームページ上から見ることもできます。

被扶養者の適正な資格管理のため、みなさまのご理解とご協力をお願いします。

※本調査と同時に、お勤めの所属所において「扶養手当」支給にかかる資格確認が行われる場合があります。提出書類等については、人事担当者にご確認ください。



▲組合ホームページは
こちらから

1 調査対象者

令和5年4月1日現在18歳以上の被扶養者(平成17年4月1日以前に生まれた者)

※令和5年4月1日以降に被扶養者認定された者を除きます。(定年退職後に短期組合員となった方など、3月31日に引き続いて認定を受けている場合は、調査対象となります。)

※配偶者の子、孫、甥姪は、18歳未満でも調査対象となります。



2 調査方法

該当する組合員へ、6月中旬に「被扶養者資格確認届書」を所属所経由で配付予定です。

当該確認届書に必要事項を記入し、被扶養者の現況に応じた書類を添付の上、所属所の共済事務担当者へ提出してください。

3 提出期限

7月31日(月)または、8月31日(木)までに共済組合へ提出

※所属所によって異なりますので、共済事務担当者への提出期限はそれぞれご確認ください。

4 実態調査を要する被扶養者及び提出書類 ※前年度より一部省略しています。

①配偶者

区 分		提出書類
扶養手当あり	無収入・給与収入	・なし
	上記以外	・収入区分ごとの確認書類
扶養手当なし		・収入区分ごとの確認書類

②子

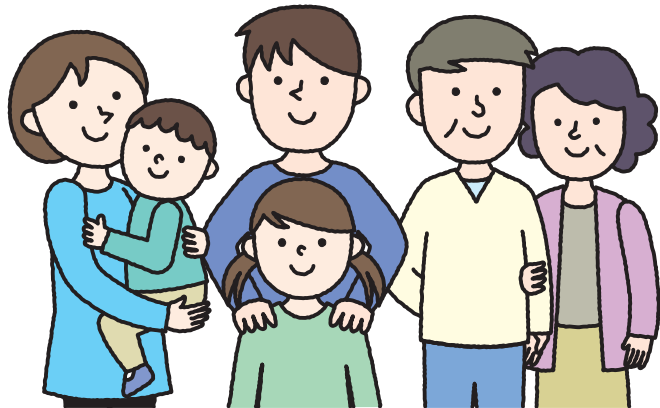
区 分		提出書類
扶養手当あり		・なし
扶養手当なし	学生(全日制のみ)	・なし
	上記以外	・収入区分ごとの確認書類 ※別居の場合は、被扶養者の住民票謄本

③その他の被扶養者

区 分	提出書類
父母、兄弟姉妹、孫、祖父母	<ul style="list-style-type: none"> ・収入区分ごとの確認書類 ※別居の場合は、被扶養者の住民票謄本
義父母、配偶者の子、甥姪、その他三親等内の親族	<ul style="list-style-type: none"> ・収入区分ごとの確認書類 ・住民票謄本

・父母のうち、一方のみを被扶養者としている場合には、もう一方の方についても、収入区分ごとの確認書類を提出してください。

・18歳未満の配偶者の子、甥姪等については、同居の確認のための住民票謄本のみ提出ください。



5 収入区分ごとの確認書類

区 分	提出書類
無収入	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度所得証明書 ※所得証明書中に給与収入が記載されている場合の離職証明書は原則不要。
給与収入 (パート、アルバイト等含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度所得証明書 ・共済組合指定の雇用証明書(当組合ホームページからダウンロードできます。) ※今後1年間の給与収入見込額が、所得証明書の給与収入額と同額程度の場合に限り雇用証明書の提出は不要。(前年中途より勤務を開始している場合は提出のこと) ※2か所以上での雇用がある場合は、それぞれの確認書類を添付のこと。
年金収入	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度所得証明書 ・年金額改定通知書(写)又は年金額支払通知書(写)※最新分 ・個人年金受給者は当該年金額を確認できる書類 ※遺族年金、障害年金等は所得証明書に記載されないため、報告もれがないよう十分ご確認ください。 ※今後1年間の収入見込みを確認しますので、必ず令和5年の改定通知書等を提出してください。 ※67歳以上の方で、今後1年間の年金額が所得証明書の金額と同額程度の場合に限り、改定通知書等の添付は不要。(前年中途より受給を開始している場合は提出のこと)
事業収入 (商業、農業、不動産、利子、配当等)	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度所得証明書 ・令和4年分確定申告書(写)及び収支内訳書(写)
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度所得証明書 ・雇用保険受給資格者証第1面及び第3面の写し または雇用保険受給資格者通知(失業保険受給) ・給付金決定通知書(傷病手当金、出産手当金受給)

※その他、必要に応じて上記以外の書類の提出を求めることがあります。

6 仕送り及び1人あたりの生計費に関する確認書類

別居の被扶養者がいる場合は、5の収入区分ごとの確認書類に加えて、通帳の写しや振込受領書など、直近1年分(令和4年6月から令和5年5月まで)の送金の実績がわかるものを提出してください。

なお、組合員世帯と別居の被扶養者世帯との1人あたり生計費を確認するため、「一人当たり平均生計費確認表(別居認定用)」(当組合ホームページからダウンロードできます。)を併せて提出ください。

また、海外在住の被扶養者については、「国内居住要件の例外届出書」(当組合ホームページからダウンロードできます。)及び所定の添付書類を提出してください。既に届出済みの場合は提出不要です。

※仕送りに関する確認書類及び「一人当たり平均生計費確認表」は、4-①配偶者及び4-②子手当の有無にかかわらず学生(全日制のみ)の場合は提出不要です。



7 確認書類にかかる注意事項

- ① 各種証明書等は、**交付日から3か月以内のもの**を有効とします。証明書類は早めにご準備ください。
- ② 所得証明書は、**合計所得欄に収入額(0円の表示を含む)が記載されたもの**、又は()書き等で記載された証明書を添付してください。
- ③ 両親など配偶者がいる者を扶養認定している場合、その配偶者の収入を確認する必要がありますので、被扶養者でない方についても所得証明書などの確認書類を提出してください。

※令和5年度所得証明書により収入が130万円以上であることが確認された場合(令和4年中に退職により被扶養者となった者を除く。)など、被扶養者の要件を満たしていないことが判明した場合は、速やかに「被扶養者申告書」にて取消申請を行ってください。

提出いただいた「被扶養者資格確認届書」で判明した場合でも、事実が発生した時点で遡って認定取消を行うこととなりますので、その間の医療費等を返還していただくことになります。

学 生 アルバイト等で年額130万円(月額108,334円)以上の収入はありませんか?

年金受給者 年齢到達、改定等により年金が増額となり年額180万円以上になっていませんか?
個人年金・障害年金・遺族年金も収入に含みます。

雇用保険 雇用保険を受給していませんか?
日額3,612円以上の場合、被扶養者として認定できません。

事業収入 事業収入が認定基準額以上になっていませんか?
扶養認定で認められる経費は税法上の必要経費とは異なります。

仕 送 り 被扶養者の収入を上回る仕送りをしていますか?
被扶養者世帯の1人あたりの収入が、組合員世帯の1人あたりの収入を上回っていませんか?